



あなたの家は大丈夫ですか

開成町耐震改修促進計画を策定しました

町では、地震による被害を最小限に止め、人命や財産の損失を未然に防ぐことを目的に「開成町耐震改修促進計画」を策定しました。

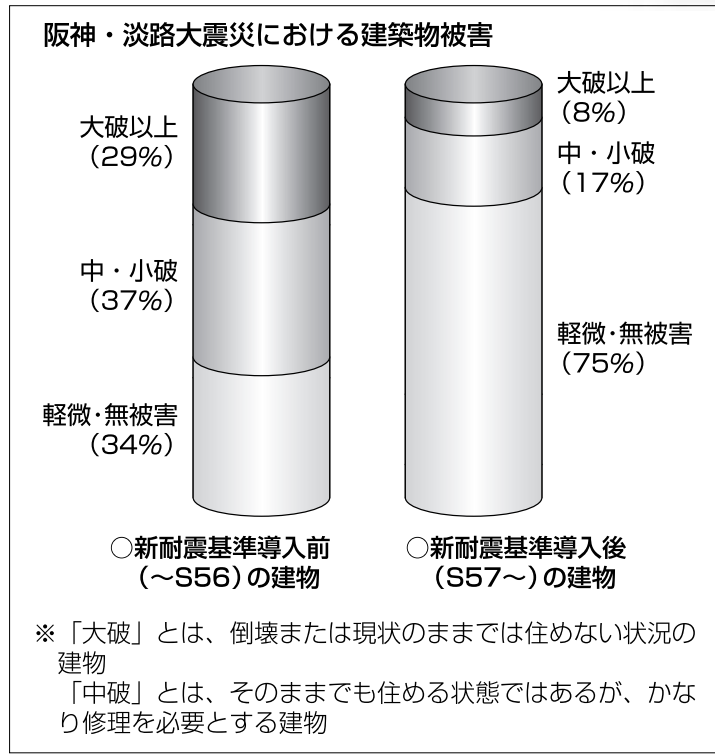
この計画は、現在の耐震基準を満たしていない建築物の耐震改修を促進する指針となるものです。今後、町ではこの計画に基づき、国や神奈川県と連携しながら、町内の建築物の耐震化に取り組んでいきます。

街づくり推進課
04-0321

計画策定の背景

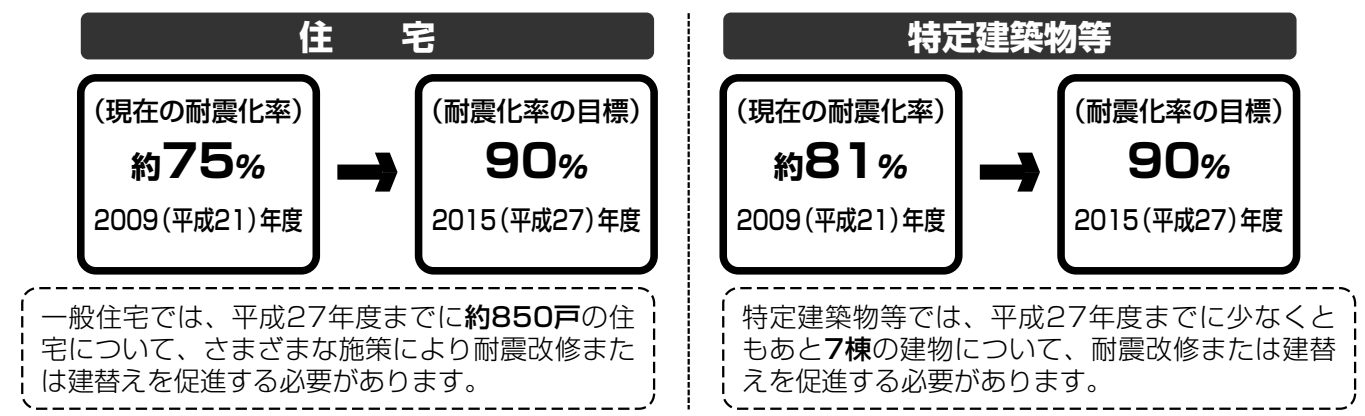
平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5502人で、さらにこの約9割の4831人が住宅

などの倒壊によるものでした。これらの原因調査の結果、「大規模地震による被害を減少させるためには、特に、新耐震基準導入以前の建築物の耐震性向上を図ることがたいせつである」ということが明らかになりました。



対象建築物	摘要
住宅	戸建住宅、長屋、共同住宅
特定建築物*3	法第6条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上のもの
	①多数の者が利用する建築物【法第6条第1号】
	②危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物【法第6条第2号】
	③地震によって倒壊した場合において、その敷地と接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（地震発生地に通行を確保すべき道路沿道の建築物）【法第6条第3号】
	※「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、神奈川県耐震改修促進計画および神奈川県地域防災計画で位置づけられた、次の3路線です。
	○県道78号（御殿場大井） 町内全線
	○県道712号（松田停車場） 新十文字橋交差点～新延沢交差点
	○県道720号（山北開成小田原） 新延沢交差点～牛島交差点

- 用語の説明**
- *1 「新耐震基準」とは… 昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、地震に強い建物の設計基準が示されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。
 - *2 「耐震化率」とは… 新耐震基準で建築された建築物および新耐震基準以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合するものの合計の建築物全体に占める割合をいいます。
 - *3 「特定建築物」とは… 耐震改修促進法において、学校や病院、社会福祉施設など、多くの人々が利用する一定規模以上の建築物などのうち、新耐震基準に適合しない建築物を「特定建築物」と呼んでいます。



町民と行政力を合わせて地震に強いまちづくりを

《そのほかの安全対策》

- ◇落下物対策
- ◇フロック塀などの安全対策
- ◇家具の転倒防止対策
- ◇その他

《耐震診断・改修の促進》

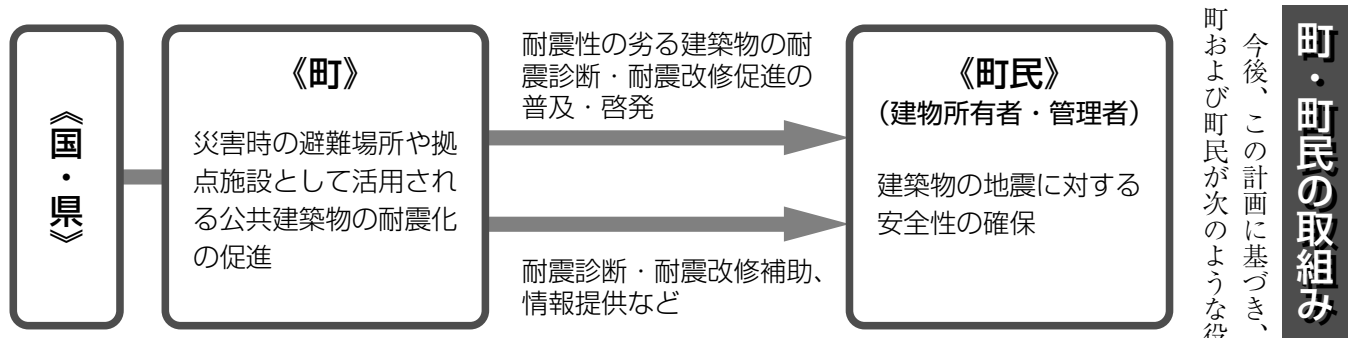
- ◇耐震診断や耐震改修の促進を図るための支援策
- ◇耐震診断や改修に対する財政支援
- ◇国や県の補助制度などの活用
- ◇耐震改修に対する税の特例措置
- ◇その他

《周知・啓発》

- ◇建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及
- ◇啓発資料、ホームページの活用
- ◇セミナー・講習会の開催
- ◇防災マップなどの整備
- ◇耐震診断結果の公表
- ◇その他

耐震化を促進するための施策

町では、次の施策により、所有者や管理者による建築物の耐震化の支援を行います。



町・町民の取組み

今後、この計画に基づき、町および町民が次のような役割

計画の対象となる建築物および耐震化の目標

計画の対象建築物は、別表の建築物のうち、昭和56年6月に改正施行された新耐震基準に適合しない建築物です。耐震改修促進法に基づく基本方針では、東海地震などの想定死者数を半減させるため、住宅および多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号に掲げる建築物）の耐震化率を平成27年度までに9割とすることを目標としています。

本計画もこれを受け、平成27年度の耐震化率の目標を9割とし、目標の達成に向けた耐震化の取り組みを行います。

